

認知症ヘルプマーク作成・活用ガイドライン



令和7年3月17日
大府市役所高齢障がい支援課

大府市では、平成 29 年 12 月に、日本で初めてとなる認知症施策の基本条例として「大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例」を制定しました。本条例に基づき、市民や地域組織、事業者や関係機関と連携して、認知症に対する不安のないまちの実現を目指しています。そのためには、認知症について正しく理解し、地域の中で認知症の人やそのご家族を温かく見守ることが必要となります。その一助となるよう、全国で利用できる認知症に特化した認知症ヘルプマーク（以下「認知症ヘルプマーク」という。）の制作をしました。

また、他の都道府県の自治体や企業等から、認知症ヘルプマークを作成・活用したい旨の要望をいただいております。一方で、使用に際しては、認知症ヘルプマークについての誤解が生じること等がないように留意しながら、取り組んでいく必要があります。

そのため、認知症ヘルプマークを適切に作成・活用できるよう、作成・使用方法等を定めた認知症ヘルプマーク作成・活用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を作成しました。今後も、世の中に認知症ヘルプマークが広がり、認知症の人を気にかけてくれる人が一人でも増えていく社会づくりに努めていきます。

（目的）

第 1 条 このガイドラインは、多様な主体による認知症ヘルプマークの作成・活用を促すとともに、認知症ヘルプマークについて誤解が生じることがないように、その作成・活用方法等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 このガイドラインにおいて「作成」とは、大府市が提供する認知症ヘルプマークと同一のものを、多様な主体自身において作成することをいう。

2 このガイドラインにおいて「活用」とは、大府市が提供するデザインを用い、大府市が配布しているものとは別のものを、多様な主体自身において制作することをいう。

（作成の要件）

第 3 条 認知症ヘルプマークの作成は、「デザインガイド（作成・活用時の留意点）」を遵守して行わなければならない。

（活用の要件）

第 4 条 認知症ヘルプマークの活用は、次に掲げる趣旨に合致した活用方法でなければならない。

（1） 認知症本人が身に着けることで、周囲の人が温かく見守り、場合によって声掛けをするなど、認知症の本人やその家族が安心して暮らすことができる社会を築くことの一助となること。

(2) 前項をもって認知症に対する正しい理解、特に認知症になっても周囲のサポートがあれば住み慣れた地域で暮らし続けることができることの普及促進につながることを。

(3) 「デザインガイド（作成・活用時の留意点）」(2)禁止事項を遵守すること。

(疑義の照会)

第5条 認知症ヘルプマークの作成・活用を希望する者は、前条の趣旨に合致しているかどうか、疑義がある場合は、大府市に対して事前に相談しなければならない。

(申請)

第6条 認知症ヘルプマークの作成・活用を希望する者は、認知症ヘルプマーク作成・活用申請書（第1号様式）を市長に対し提出しなければならない。

(利用の決定)

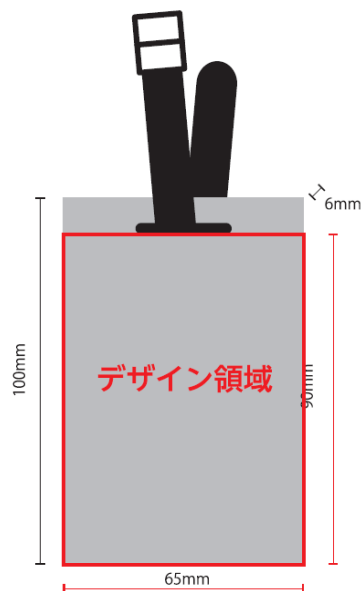
第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、速やかに審査し、適当であると認めるときは認知症ヘルプマーク作成・活用決定通知書（第2号様式）により、適当でないと認めるときは、認知症ヘルプマーク作成・活用申請却下通知書（第3号様式）により申請者に通知しなければならない。

(第3条関係)

デザインガイド（作成・活用時の留意点）

(1) 大府市における認知症ヘルプマークの仕様

	本体のオレンジ部分	本体の黄色の部分	本体の白の部分
素材	ポリ塩化ビニル	ポリ塩化ビニル	ポリ塩化ビニル
色	M65%・Y100%	M8%・Y100%	指定なし
パントーンカラーコード	オレンジ021C		
大きさ	横65mm×縦100mm×厚さ6mm		
デザイン領域	横65mm×縦90mm		
ベルト取付用の穴	26mm×3mm		



(2) 禁止事項

- ・マークの上に文字等を記載してはならない
- ・縦横比率を変更してはならない
- ・向きや大きさを変更してはならない



第1号様式（第6条関係）

認知症ヘルプマーク作成・活用申請書

申請日 年 月 日

1	団体等名	
2	担当部署	
3	担 当 者	
4	連 絡 先	TEL: Mail:
5	作成目的 使用目的	
6	作 成 物 使 用 物	

提出物 件名に「認知症ヘルプマーク作成・活用報告について」と記載してください。

大府市役所 福祉部 高齢障がい支援課 高齢福祉係

TEL 0562-45-6289

FAX 0562-47-3150

E-Mail kourei-shougai@city.obu.lg.jp

第2号様式（第7条関係）

認知症ヘルプマーク作成・活用決定通知書

年 月 日

様

大 府 市 長

年 月 日付けで申請のありました認知症ヘルプマークの利用について、認定しましたので通知します。

第3号様式（第7条関係）

認知症ヘルプマーク作成・活用申請却下通知書

年 月 日

様

大 府 市 長

年 月 日付けで申請のありました認知症ヘルプマークの利用について、却下
しましたので通知します。

(参考) ヘルプマークについて

(1) 〈デザイン〉

ヘルプマークを作成する際に、全国から募集しました。選考審査を行い、牧野さくらさんのデザインを採用し制作いたしました。

(2) 〈デザインコンセプト〉 (牧野さんのコメント)

このデザインは、手を差し伸べる様子を抽象的に表現しています。黄色が認知症の人、白色が手を差し伸べている地域等のまちの人を表しています。黄色は注目を集める効果がある、明るくエネルギーのある色で、工事現場や信号など、危険や注意などを伝えるときに使われることもあれば、明るさ、元気、幸せなどの意味も持っています。不安や戸惑いから、黄色のシグナルが出ている認知症の人に手を差し伸べ、差し伸べられた人が明るく幸せになって欲しいという想いを込めました。

また、遠くからこのマークを見た際に、ニコっとした笑顔に見えるようにデザインしています。